

議 事 日 程

平成 2 9 年 2 月 2 2 日

午 前 9 時 3 0 分 開 会

第 1 開 会

第 2 会 期 日 程

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 議 案 上 程

第 6 号議案 議会の議決を経るべき議案について

(島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する
条例)

第 7 号議案 議会の議決を経るべき議案について

(島原図書館設置条例の一部を改正する条例)

第 8 号議案 議会の議決を経るべき議案について

(島原文化会館条例の一部を改正する条例)

第 9 号議案 議会の議決を経るべき議案について

(島原市有明総合文化会館条例の一部を改正する条例)

第10号議案 議会の議決を経るべき議案について

(島原復興アリーナ条例の一部を改正する条例)

第11号議案 議会の議決を経るべき議案について

(島原市営平成町多目的広場条例の一部を改正する条例)

第12号議案 議会の議決を経るべき議案について

(島原市営平成町人工芝グラウンド条例の一部を改正する条例)

第13号議案 議会の議決を経るべき議案について

(島原市霊丘公園体育館・弓道場条例の一部を改正する条例)

第14号議案 議会の議決を経るべき議案について

(島原市立有馬武道館条例の一部を改正する条例)

第15号議案 議会の議決を経るべき議案について

(島原市立温水プール条例の一部を改正する条例)

第16号議案 議会の議決を経るべき議案について

(島原市有明プール条例の一部を改正する条例)

- 第17号議案 議会の議決を経るべき議案について
(島原市営球場条例の一部を改正する条例)
- 第18号議案 議会の議決を経るべき議案について
(島原市営庭球場条例の一部を改正する条例)
- 第19号議案 議会の議決を経るべき議案について
(島原市営運動広場条例の一部を改正する条例)
- 第20号議案 議会の議決を経るべき議案について
(島原市営陸上競技場条例の一部を改正する条例)
- 第21号議案 議会の議決を経るべき議案について
(島原市立屋内相撲場条例の一部を改正する条例)
- 第22号議案 議会の議決を経るべき議案について
(島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例)
- 第23号議案 議会の議決を経るべき議案について
(島原市有明体育施設条例の一部を改正する条例)
- 第24号議案 議会の議決を経るべき議案について
(島原市立れいなん会館条例の一部を改正する条例)

第 5 そ の 他

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

第 6 号 議 案 ～ 第 2 4 号 議 案 議 会 の 議 決 を 経 る べ き 議 案 に つ い て

第 6 号 議 案 島 原 市 立 公 民 館 の 設 置 及 び 管 理 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を
改 正 す る 条 例

第 7 号 議 案 島 原 図 書 館 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 8 号 議 案 島 原 文 化 会 館 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 9 号 議 案 島 原 市 有 明 総 合 文 化 会 館 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 10 号 議 案 島 原 復 興 ア リーナ 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 11 号 議 案 島 原 市 営 平 成 町 多 目 的 広 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 12 号 議 案 島 原 市 営 平 成 町 人 工 芝 グ ラ ウ ン ド 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 13 号 議 案 島 原 市 霊 丘 公 園 体 育 館 ・ 弓 道 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 14 号 議 案 島 原 市 立 有 馬 武 道 館 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 15 号 議 案 島 原 市 立 温 水 プール 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 16 号 議 案 島 原 市 有 明 プール 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 17 号 議 案 島 原 市 営 球 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 18 号 議 案 島 原 市 営 庭 球 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 19 号 議 案 島 原 市 営 運 動 広 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 20 号 議 案 島 原 市 営 陸 上 競 技 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 21 号 議 案 島 原 市 立 屋 内 相 撲 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 22 号 議 案 島 原 市 立 夜 間 照 明 施 設 の 設 置 及 び 管 理 等 に 関 す る 条 例 の 一 部
を 改 正 す る 条 例

第 23 号 議 案 島 原 市 有 明 体 育 施 設 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 24 号 議 案 島 原 市 立 れ い な ん 会 館 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

平 成 2 9 年 2 月 2 2 日 臨 時 会

第6号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
別紙1のとおり

平成29年2月22日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例（昭和 5 1 年島原市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

名称及び室名	単位	使用料（円）
森岳公民館		
調理研究室		380
和・洋室（大）	1 時間	380
和・洋室（小）		280
講義室		380
大ホール		510
杉谷公民館		
調理研究室		380
和室（大）		380
和室（小）	1 時間	280
講義室		380
大ホール		510
陶芸室		280
安中公民館		
調理研究室		380

和室（大）	1 時間	380
和室（小）		280
講義室		280
大ホール		510
白山公民館		
調理研究室		380
和室（大）	1 時間	380
和室（小）		280
講義室		380
大ホール		510
霊丘公民館		
調理研究室		380
和室（大）		380
和室（小）	1 時間	280
講義室		380
大ホール		510
学習室		280
有明公民館		
調理実習室		380
和室（大）		380
和室（小）		280
講義室		380
大ホール	1 時間	510
視聴覚室		280

情報教育室		280
創作室		280
相談室		280
ロビー		280

備考

- 1 冷暖房設備、ガスその他特別の設備を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。
- 2 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、上表に掲げる額の2倍の額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成29年3月2日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

使用料の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。
- (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。
- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。
- (13) 校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

第7号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原図書館設置条例の一部を改正する条例

別紙1のとおり

平成29年2月22日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

島原図書館設置条例の一部を改正する条例

島原図書館設置条例（昭和 6 1 年島原市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）」を削り、同号イ中「1 2 月 2 7 日」を「1 2 月 2 9 日」に、「翌年 1 月 4 日」を「翌年 1 月 3 日」に改め、「及び 5 月 6 日から同月 8 日までの日」を削り、同条第 2 号ア及びイ中「午前 1 0 時」を「午前 9 時」に改める。

第 5 条第 2 項中「教育委員会」を「委員会」に改める。

第 7 条を第 1 7 条とする。

第 6 条の見出しを「（管理の代行等）」に改め、同条第 3 項中「第 2 条の規定の適用については、同条中「島原市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」とする。」を「第 2 条、第 6 条から第 9 条まで及び第 1 1 条から第 1 3 条までの規定の適用については、これらの規定（第 2 条各号列記以外の部分、第 8 条及び第 1 3 条を除く。）中「委員会」とあり、第 2 条中「島原市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第 8 条中「別表に定める使用料」とあり、第 9 条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 8 条中「委員会が特別の理由があると認めたときは」とあるのは「指定管理者は、委員会が別に定める基準に基づき」と、第 1 1 条第 2 項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第 1 3 条中「委員会の定めるところにより」とあるのは「指定管理者の指示に従い」とする。」に改め、第 6 条を第 1 5 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金)

第16条 委員会は、図書館の管理を前条第1項の規定により指定管理者に行わせるときは、利用料金を指定管理者の収入として収受させる。

2 前項の場合において、利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

第5条の次に次の9条を加える。

(使用の許可)

第6条 図書館の視聴覚ホール及び集会室（洋室及び和室）（以下「集会室等」と総称する。）を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、図書館の管理上必要があると認めるときは、前項の使用許可について条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会室等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 図書館の建物又は附属設備を損傷し、若しくは滅失するおそれがあるとき。
- (4) 管理運営上支障があるとき。
- (5) その他委員会が社会教育上不適當と認めるとき。

(使用料)

第8条 集会室等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を使用許可と同時に納入しなければならない。ただし、委員会が特

別の理由があると認めたときは、これを減額し、若しくは免除し、又は後納させることができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第10条 使用者は、集会室等を許可された目的以外の目的に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し)

第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用の条件を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の処分によって生じた損害については、市は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、集会室等の使用が終わったとき、又は使用の許可を取り消されたとき、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、委員会が代って行い、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第13条 図書館の利用者及び使用者は、図書館の建物、附属設備若しくは器具を

損傷し、又は滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

（職員の入室）

第14条 使用者は、職員が図書館の管理のため入室するときは、これを拒むことができない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条及び第16条関係）

区分	単位	使用料（円）
視聴覚ホール	1時間	380
集会室（洋室）	1時間	280
集会室（和室）	1時間	280

備考

- 1 冷暖房設備を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。
- 2 営利を目的として使用する場合又は市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、上表に掲げる額の2倍の額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島原図書館設置条例の一部を改正する条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成 2 9 年 3 月 2 日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

使用料の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第8号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原文化会館条例の一部を改正する条例

別紙1のとおり

平成29年2月22日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

島原文化会館条例の一部を改正する条例

島原文化会館条例（昭和 4 9 年島原市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条及び第 1 7 条関係）

区分		単位	使用料（円）
大ホール	ホール	1 時間	4, 890
	楽屋 A		150
	楽屋 B		150
	楽屋 C		100
中ホール	ホール	1 時間	1, 530
	楽屋		150
小ホール A		1 時間	930
小ホール B		1 時間	580
展示室 A		1 時間	630
展示室 B（多目的ホール）		1 時間	250
会議室		1 時間	210
和室		1 時間	250
附属設備		別に規則で定める。	

備考

- 1 冷暖房設備その他特別の設備及び備付け以外の器具を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。
- 2 入場料を徴収する場合又は営利を目的として使用する場合は、上表に掲げる額の2倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。
- 3 練習又は準備等のため大ホール又は中ホールの舞台のみを使用する場合は、上表に掲げる額の3割相当額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の島原文化会館条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成29年3月2日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

使用料の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第9号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市有明総合文化会館条例の一部を改正する条例
別紙1のとおり

平成29年2月22日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

島原市有明総合文化会館条例の一部を改正する条例

島原市有明総合文化会館条例（平成 17 年島原市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条及び第 15 条関係）

区分		単位	使用料（円）
大ホール		1 時間	3,090
多目的ホール	1	1 時間	610
	2		610
リハーサル室		1 時間	200
楽屋（洋室）		1 時間	150
楽屋（和室）		1 時間	150
楽屋事務室		1 時間	100
研修室	1	1 時間	200
	2		200
和室	1	1 時間	200
	2		200
視聴覚室		1 時間	200
会議室		1 時間	200
市民ギャラリー		1 時間	780
附属設備		別に規則で定める。	

備考

- 1 冷暖房設備その他特別の設備及び備付け以外の器具を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。
- 2 入場料を徴収する場合又は営利を目的として使用する場合は、上表に掲げる額の5倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。
- 3 練習又は準備等のため大ホール又は多目的ホールの舞台のみを使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の5割相当額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。
- 4 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の2倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島原市有明総合文化会館条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成29年3月2日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

使用料の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第10号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原復興アリーナ条例の一部を改正する条例
別紙1のとおり

平成29年2月22日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

島原復興アリーナ条例の一部を改正する条例

島原復興アリーナ条例（平成 12 年島原市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条及び第 14 条関係）

区分				単位	使用料（円）
メインアリーナ	専用使用	一般		1 時間	2,790
		高校生以下			1,390
	部分使用	3 分の 1 面	一般	1 時間	930
			高校生以下		460
		2 分の 1 面	一般	1 時間	1,390
			高校生以下		690
		バドミントンコート	一般	1 時間 (1 コートにつき)	310
			高校生以下		150
		卓球台	一般	1 時間 (1 台につき)	230
			高校生以下		110
サブアリーナ	専用使用	一般		1 時間	930
		高校生以下			460
	部分使用	バドミントン	一般	1 時間	310

		ンコート	高校生以下	(1コートにつき)	150
		卓球台	一般	1時間	230
			高校生以下		(1台につき)
会議室1（メインアリーナ）				1時間	150
会議室2（メインアリーナ）				1時間	150
研修室（サブアリーナ）				1時間	210
視聴覚室（サブアリーナ）				1時間	380
音楽室（サブアリーナ）				1時間	480
附属設備				別に規則で定める。	

備考

- 1 電灯、冷暖房設備を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。
- 2 営利を目的として使用する場合は、上表に掲げる額の2倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。
- 3 入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の3倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。
- 4 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の6倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島原復興アリーナ条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成29年3月2日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

使用料の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとする

ものである。

第 11 号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市営平成町多目的広場条例の一部を改正する条例

別紙 1 のとおり

平成 29 年 2 月 22 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 11 号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

島原市営平成町多目的広場条例の一部を改正する条例

島原市営平成町多目的広場条例（平成 15 年島原市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条及び第 14 条関係）

区分		単位	使用料（円）
芝生コート （サッカーコート 1 面）	一般	1 時間	1,230
	高校生以下		610
クレートコート （サッカーコート 1 面）	一般	1 時間	250
	高校生以下		120
附属設備		別に規則で定める。	

備考

- 1 営利を目的として使用する場合は、上表に掲げる額の 2 倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。
- 2 入場料を徴収する場合は、上表に掲げる額の 3 倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。
- 3 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合は、上表に掲げる額の 6 倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。
- 4 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の 2 倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の島原市営運動広場条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成29年3月2日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

使用料の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第 12 号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市営平成町人工芝グラウンド条例の一部を改正する条例
別紙 1 のとおり

平成 29 年 2 月 22 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 11 号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるため、この議案を提出する。

島原市営平成町人工芝グラウンド条例の一部を改正する条例

島原市営平成町人工芝グラウンド条例（平成 23 年島原市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条及び第 13 条関係）

区分		単位	使用料（円）
サッカーコート（1 面）	一般	1 時間	1,540
	高校生以下		770
サッカーコート（半面）	一般	1 時間	770
	高校生以下		380
フットサルコート（1 面）	一般	1 時間	380
	高校生以下		210
夜間照明	4 灯	1 時間	2,060
	2 灯		1,030
多目的室	多目的室 1	1 時間	150
	多目的室 2		150
	多目的室 3		310
会議室	会議室 1	1 時間	150
	会議室 2		150

ミーティングルーム（１室）	1 時間	150
附属設備	別に規則で定める。	

備考

- 1 冷暖房設備を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。
- 2 営利を目的として使用する場合は、上表に掲げる額の 2 倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。
- 3 入場料を徴収する場合は、上表に掲げる額の 3 倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。
- 4 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合は、上表に掲げる額の 6 倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。
- 5 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の 2 倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島原市営平成町人工芝グラウンド条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成 2 9 年 3 月 2 日 提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

使用料の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第13号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市霊丘公園体育館・弓道場条例の一部を改正する条例
別紙1のとおり

平成29年2月22日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

島原市霊丘公園体育館・弓道場条例の一部を改正する条例

島原市霊丘公園体育館・弓道場条例（平成 25 年島原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条及び第 14 条関係）

1 体育館使用料

区分			単位	使用料（円）
体育館	全面	一般	1 時間	1,560
		高校生以下		780
	半面	一般	1 時間	780
		高校生以下		390
	バスケットボールコート	一般	1 時間	930
		高校生以下		460
	バドミントンコート	一般	1 時間 (1 コートにつき)	330
		高校生以下		160
	卓球台	一般	1 時間 (1 台につき)	230
		高校生以下		110
会議室（1 階）			1 時間	150
会議室 1（2 階）			1 時間	150
会議室 2（2 階）			1 時間	150
会議室 3（2 階）			1 時間	150
附属設備			別に規則で定める。	

備考

- 1 電灯、冷暖房設備を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。
- 2 営利を目的として使用する場合は、上表に掲げる額の2倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。
- 3 入場料を徴収する場合は、上表に掲げる額の3倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。
- 4 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合は、上表に掲げる額の6倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。
- 5 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の2倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。

2 弓道場使用料

区分		単位	使用料（円）
専用使用	一般	1 時間	610
	高校生以下		300
個人使用	一般	1 時間 (1 人につき)	50
	高校生以下		20

備考

- 1 弓道場使用料を支払って使用できる施設は、近的射場及び遠的射場とする。
- 2 電灯、冷暖房設備を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。
- 3 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、上表に掲げる額の2倍の額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の霊丘公園体育館・弓道場条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成29年3月2日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

使用料の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第14号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市立有馬武道館条例の一部を改正する条例

別紙1のとおり

平成29年2月22日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

島原市立有馬武道館条例の一部を改正する条例

島原市立有馬武道館条例（昭和 5 5 年島原市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条及び第 1 4 条関係）

区分		単位	使用料（円）
専用使用	一般	1 時間	810
	高校生以下	（1 面につき）	400
個人使用	一般	1 時間	50
	高校生以下	（1 人につき）	20

備考

市内在住者以外の者（団体）が使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の 2 倍の額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島原市立有馬武道館条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成 2 9 年 3 月 2 日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

使用料の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第15号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市立温水プール条例の一部を改正する条例
別紙1のとおり

平成29年2月22日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

島原市立温水プール条例の一部を改正する条例

島原市立温水プール条例（平成 15 年島原市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条及び第 14 条関係）

区分		単位	使用料（円）
個人使用	一般	1 時間	150
	高校生以下		30
専用使用	一般	1 時間 (1 コースにつき)	630
	高校生以下		310

備考

- 1 幼児（3 歳未満の者）の個人使用料は、無料とするが同伴者及び引率者の使用料については、徴収する。
- 2 営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の 2 倍の額とする。
- 3 入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の 3 倍の額とする。
- 4 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の 6 倍の額とする。
- 5 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の 2 倍の額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の島原市立温水プール条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成 2 9 年 3 月 2 日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

使用料の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第16号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市有明プール条例の一部を改正する条例
別紙1のとおり

平成29年2月22日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

島原市有明プール条例の一部を改正する条例

島原市有明プール条例（平成１７年島原市条例第７９号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第７条及び第１４条関係）

区分		単位	使用料（円）
個人使用	一般	１時間	150
	高校生以下		30
専用使用 (大プール１コース)	一般	１時間	630
	高校生以下		310
専用使用 (幼児プール)	一般	１時間	1,560
	高校生以下		780

備考

- 1 幼児（３歳未満の者）の個人使用料は、無料とするが同伴者及び引率者の使用料については、徴収する。
- 2 営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の２倍の額とする。
- 3 入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の３倍の額とする。
- 4 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の６倍の額とする。
- 5 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の２倍の額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の島原市有明プール条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成29年3月2日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

使用料の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第17号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市営球場条例の一部を改正する条例
別紙1のとおり

平成29年2月22日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

島原市営球場条例の一部を改正する条例

島原市営球場条例（平成元年島原市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条及び第 1 4 条関係）

1 島原市営球場使用料

区分	単位	使用料（円）
一般野球	1 時間	260
学生野球（高校生以下）	1 時間	130
職業野球	1 時間	540
その他の催し物	1 時間	540

備考

- 1 営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の 2 倍の額とする。
- 2 入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の 3 倍の額とする。
- 3 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の 6 倍の額とする。
- 4 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の 2 倍の額とする。

2 器具使用料

区分	単位	使用料（円）
バッティングケージ	1 張 1 回	220

防球ネット	1 張 1 回	100
-------	---------	-----

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の島原市営球場条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成 2 9 年 3 月 2 日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

使用料の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第18号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市営庭球場条例の一部を改正する条例

別紙1のとおり

平成29年2月22日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

島原市営庭球場条例の一部を改正する条例

島原市営庭球場条例（平成元年島原市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条及び第14条関係）

区分	単位	使用料（円）
一般	1時間（1コートにつき）	250
高校生以下	1時間（1コートにつき）	120

備考

市内在住者以外の者（団体）が使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の2倍の額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島原市営庭球場条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成29年3月2日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

使用料の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第19号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市営運動広場条例の一部を改正する条例

別紙1のとおり

平成29年2月22日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

島原市営運動広場条例の一部を改正する条例

島原市営運動広場条例（平成 2 年島原市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

区分		単位	使用料（円）
スポーツ	一般	1 時間（1 コートにつき）	90
	高校生以下		40
その他の催し物		1 時間	480

備考

- 1 営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の 2 倍の額とする。
- 2 入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の 3 倍の額とする。
- 3 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の 6 倍の額とする。
- 4 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の 2 倍の額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島原市営運動広場条例の規定は、この条例施行の

日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成 29 年 3 月 2 日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

使用料の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第20号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市営陸上競技場条例の一部を改正する条例
別紙1のとおり

平成29年2月22日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

島原市営陸上競技場条例の一部を改正する条例

島原市営陸上競技場条例（平成 5 年島原市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条及び第 14 条関係）

1 島原市営陸上競技場使用料

区分		単位	使用料（円）
専用使用	一般	1 時間	3,240
	高校生以下		1,620
個人使用	一般	1 時間	160
	高校生以下		80

備考

- 1 営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の 2 倍の額とする。
- 2 入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の 3 倍の額とする。
- 3 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の 6 倍の額とする。
- 4 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の 2 倍の額とする。

2 附属設備使用料

区分	単位	使用料（円）
シャワー	1 時間（1 人につき）	150

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の島原市営陸上競技場条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成29年3月2日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

使用料の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第21号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市立屋内相撲場条例の一部を改正する条例

別紙1のとおり

平成29年2月22日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

島原市立屋内相撲場条例の一部を改正する条例

島原市立屋内相撲場条例（平成 13 年島原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条及び第 14 条関係）

区分		単位	使用料（円）
専用使用	一般	1 時間	320
	高校生以下		160
個人使用	一般	1 時間	30
	高校生以下		20

備考

市内在住者以外の者（団体）が使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の 2 倍の額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島原市立屋内相撲場条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成 2 9 年 3 月 2 日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

使用料の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第 2 2 号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
別紙 1 のとおり

平成 2 9 年 2 月 2 2 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 1 1 号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例（昭和 57 年島原市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条及び第 15 条関係）

施設名	単位	使用料（円）
島原市立霊丘公園運動広場夜間照明施設	30 分	960
島原市立第二中学校夜間照明施設	30 分	1,030
島原市立霊丘公園庭球場夜間照明施設	30 分	480
島原市立総合運動公園庭球場夜間照明施設	30 分 (1 コートにつき)	300

備考

市内在住者以外の者（団体）が使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の 2 倍の額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、

なお従前の例による。

平成 29 年 3 月 2 日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

使用料の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第 2 3 号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市有明体育施設条例の一部を改正する条例

別紙 1 のとおり

平成 2 9 年 2 月 2 2 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 1 1 号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

島原市有明体育施設条例の一部を改正する条例

島原市有明体育施設条例（平成１７年島原市条例第７８号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第６条関係）

体育施設名	区分		単位	使用料（円）	
島原市有明体育場	体育館	一般	1 時間	330	
		高校生以下	(1コートにつき)	160	
	弓道場	一般	1 時間	30	
		高校生以下	(1人につき)	10	
島原市有明青少年 武道館	武道場	専用使	一般	1 時間	230
		用	高校生以下	(1面につき)	110
		個人使用	一般	1 時間	30
			高校生以下	(1面につき)	10
島原市有明の森運 動公園	有明の 森 運動場	スポー ツ	一般	1 時間	90
			高校生以下	(1コートにつき)	40
		その他の催し物		1 時間	480
	夜間照明施設		30分 (1コートにつき)	650	
	島原市有明大野浜	運動場	一般	1 時間	90

運動公園		高校生以下		40
------	--	-------	--	----

備考

- 1 営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の2倍の額とする。
- 2 入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の3倍の額とする。
- 3 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の6倍の額とする。
- 4 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の2倍の額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島原市有明体育施設条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成29年3月2日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

使用料の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第24号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市立れいなん会館条例の一部を改正する条例
別紙1のとおり

平成29年2月22日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

島原市立れいなん会館条例の一部を改正する条例

島原市立れいなん会館条例（平成 15 年島原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条及び第 14 条関係）

1 トレーニング施設等使用料

区分	単位	使用料（円）
トレーニング施設	1 時間（1 人につき）	150
温水シャワー	1 時間（1 人につき）	50

2 会議室等専用使用料

区分	単位	使用料（円）
会議室	1 時間	390
談話室	1 時間	360
和室	1 時間	320

備考

- 1 冷暖房設備を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。（会議室等を専用使用する場合に限る。）
- 2 営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の 2 倍の額とする。（会議室等を専用使用する場合に限る。）
- 3 入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の 3 倍の額とする。（会議室等を専用使用する場合に限る。）
- 4 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲

げる額の6倍の額とする。（会議室等を専用使用する場合に限る。）

- 5 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の2倍の額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島原市立れいなん会館条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成29年3月2日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

使用料の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 （ 新 旧 対 照 表 ）

第 6 号 議 案 ～ 第 2 4 号 議 案 議 会 の 議 決 を 経 る べ き 議 案 に つ い て

第 6 号 議 案 島 原 市 立 公 民 館 の 設 置 及 び 管 理 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を
改正する条例

第 7 号 議 案 島 原 図 書 館 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 8 号 議 案 島 原 文 化 会 館 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 9 号 議 案 島 原 市 有 明 総 合 文 化 会 館 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 10 号 議 案 島 原 復 興 ア リーナ 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 11 号 議 案 島 原 市 営 平 成 町 多 目 的 広 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 12 号 議 案 島 原 市 営 平 成 町 人 工 芝 グ ラ ウ ン ド 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 13 号 議 案 島 原 市 霊 丘 公 園 体 育 館 ・ 弓 道 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 14 号 議 案 島 原 市 立 有 馬 武 道 館 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 15 号 議 案 島 原 市 立 温 水 プール 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 16 号 議 案 島 原 市 有 明 プール 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 17 号 議 案 島 原 市 営 球 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 18 号 議 案 島 原 市 営 庭 球 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 19 号 議 案 島 原 市 営 運 動 広 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 20 号 議 案 島 原 市 営 陸 上 競 技 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 21 号 議 案 島 原 市 立 屋 内 相 撲 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 22 号 議 案 島 原 市 立 夜 間 照 明 施 設 の 設 置 及 び 管 理 等 に 関 す る 条 例 の 一 部
を 改 正 す る 条 例

第 23 号 議 案 島 原 市 有 明 体 育 施 設 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 24 号 議 案 島 原 市 立 れ い な ん 会 館 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

平 成 2 9 年 2 月 2 2 日 臨 時 会

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する
条例（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		解説及び資料
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）		【別表の改正内容】 使用料を使用時間帯毎の料金で規定していたものを、統一した時間料金に改正するため全部改正を行うもの。
島原市立公民館使用料			島原市立公民館使用料		
名称及び室名	単位	使用料（円）	名称及び室名	単位	使用料
森岳公民館			森岳公民館		
調理研究室		380	調理研究室	1 時間	円
和・洋室（大）	1 時間	380	和室（大）	1 時間	350
和・洋室（小）		280	和室（小）	1 時間	350
講義室		380	講義室	1 時間	260
大ホール		510	大ホール	1 時間	350
				1 時間	430
杉谷公民館			杉谷公民館		
調理研究室		380	調理研究室	1 時間	450
和室（大）		380	和室（大）	1 時間	350
和室（小）	1 時間	280	和室（小）	1 時間	350
講義室		380	講義室	1 時間	260
大ホール		510	大ホール	1 時間	350
陶芸室		280	陶芸室	1 時間	430
				1 時間	260
安中公民館			安中公民館		
調理研究室		380	調理研究室	1 時間	450
和室（大）		380	和室（大）	1 時間	350
和室（小）	1 時間	280	和室（小）	1 時間	350
講義室		280	講義室	1 時間	260
大ホール		510	大ホール	1 時間	350
				1 時間	430
白山公民館			白山公民館		
調理研究室		380	調理研究室	1 時間	450
				1 時間	350

※大ホールの使用料の算定
(例) 1 (430円×9時間) + (590円×4時間) ÷13時間 = 470円 (円単位切り捨て)
原価算定方式で算出された額の中で6館のうち一番最低額が510円のため、この額まで増額

※和室（大）の使用料の算定
(例) 1 (350円×9時間) + (450円×4時間) ÷13時間 = 380円 (円単位切り捨て)

改 正 案		現 行			解 説 及 び 資 料
和室（大） 和室（小） 講義室 大ホール	1 時間	380 280 380 510	和室（大） 和室（小） 講義室 大ホール	1 時間 1 時間 1 時間 1 時間	350 260 350 430 450 350 450 590
霊丘公民館 調理研究室 和室（大） 和室（小） 講義室 大ホール 学習室	1 時間	380 380 280 380 510 280	霊丘公民館 調理研究室 和室（大） 和室（小） 講義室 大ホール 学習室	1 時間 1 時間 1 時間 1 時間 1 時間 1 時間	350 350 260 350 430 260 450 450 350 450 590 350
有明公民館 調理実習室 和室（大） 和室（小） 講義室 大ホール 視聴覚室 情報教育室 創作室 相談室 ロビー	1 時間	380 380 280 380 510 280 280 280 280 280	有明公民館 調理実習室 和室（大） 和室（小） 講義室 大ホール 視聴覚室 情報教育室 創作室 相談室 ロビー	1 時間 1 時間 1 時間 1 時間 1 時間 1 時間 1 時間 1 時間 1 時間 1 時間	350 350 260 350 430 260 260 260 260 260 350 450 450 350 450 590 350 350 350 350 350

備考

1 冷暖房設備、ガスその他特別の設備を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。

2 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、

備考

1 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、1 時間につき当該区分に係る使用料の 20パーセントを加算した金額を徴収する。（ただし、30分以上は1時間とする）。

2 冷暖房、ガスを使用する場合は、その実費を基

【備考の内容】

冷暖房等を使用する場合は、実費相当額を徴収する旨を規定

市内在住者以外の者が使用する

改正案	現行	解説及び資料
使用料は、上表に掲げる額の2倍の額とする。	準として委員会が定めた額を徴収する。	場合の使用料を規定

島原図書館設置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解説及び資料
(休館日等) 第2条 休館日及び利用時間は次のとおりとする。ただし、島原市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館することができ、各分室については、委員会が別に定める。 (1) 休館日 ア 毎週月曜日 イ 12月29日から翌年1月3日まで ウ・エ 略 (2) 利用時間 ア 開架部分 午前9時から午後6時まで。ただし、金曜日に限り午後8時まで イ 集会室部分 午前9時から午後10時まで (図書館協議会) 第5条 図書館法第14条の規定に基づき、図書館の管理運営に関し、教育長の諮問に応じるとともに、意見を述べるため、島原図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 協議会の委員の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が委嘱する。 3・4 略	(休館日等) 第2条 休館日及び利用時間は次のとおりとする。ただし、島原市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館することができ、各分室については、委員会が別に定める。 (1) 休館日 ア 毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日） イ 12月27日から翌年1月4日まで及び5月6日から同月8日までの日 ウ・エ 略 (2) 利用時間 ア 開架部分 午前10時から午後6時まで。ただし、金曜日に限り午後8時まで イ 集会室部分 午前10時から午後10時まで (図書館協議会) 第5条 図書館法第14条の規定に基づき、図書館の管理運営に関し、教育長の諮問に応じるとともに、意見を述べるため、島原図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 協議会の委員の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。 3・4 略	【第2条の内容】 図書館の休館日及び利用時間について規定したもの。 【第2条の改正内容】 図書館の休館日並びに開架部分及び集会室部分の利用時間について、現状の運用に併せて改正 【第5条の内容】 図書館協議会について規定したもの。 【第5条の改正内容】 第2条で定義してあることによる字句の修正

改 正 案	現 行	解説及び資料
(使用の許可) 第6条 図書館の視聴覚ホール及び集会室（洋室及び和室）（以下「集会室等」と総称する。）を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。		【第6条の内容】 集会室等の使用許可、許可の際に委員会は条件を付することができる旨を新規に規定するもの。
2 委員会は、図書館の管理上必要があると認めるときは、前項の使用許可について条件を付することができる。 (使用許可の制限)		【第7条の内容】 集会室等の使用を許可しない場合について新規に規定するもの。
第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するとき は、集会室等の使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (3) 図書館の建物又は附属設備を損傷し、若しくは滅失するおそれがあるとき。 (4) 管理運営上支障があるとき。 (5) その他委員会が社会教育上不適當と認めるとき。 (使用料)		【第8条の内容】 使用料の額、納入時期及び使用料の減額・免除・後納させることができる旨を新規に規定するもの。
第8条 集会室等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を使用許可と同時に納入しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、若しくは免除し、又は後納させることができる。 (使用料の還付)		【第9条の内容】 使用料の還付について新規に規定するもの。
第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会		

改 正 案	現 行	解説及び資料
い。 (目的外使用及び権利譲渡の禁止)		【第10条の内容】 目的外使用及び権利譲渡の禁止について新規に規定するもの。
第10条 使用者は、集会所等を許可された目的以外の目的に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。		
(使用許可の取消し)		
第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用の条件を変更することができる。		
(1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。		
(2) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。		【第11条の内容】 使用許可の取り消し、使用の停止、使用の条件を変更する場合及び市は損害賠償を負わない旨を新規に規定するもの。
(3) 使用許可の条件に違反したとき。		
(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。		
2 前項の処分によって生じた損害については、市は、その賠償の責めを負わない。		
(原状回復の義務)		
第12条 使用者は、集会所等の使用を終わったとき、又は使用の許可を取り消されたとき、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に復さなければならぬ。		【第12条の内容】 原状回復の義務及び使用者が義務を履行しない場合の対応について新規に規定するもの。
い。		
2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、委員会が代って行い、その費用を使用者から徴収する。		
(損害賠償)		
		【第13条の内容】

改 正 案	現 行	解説及び資料
第13条 図書館の利用者及び使用者は、図書館の建物、附属設備若しくは器具を損傷し、又は滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。		図書館の利用者及び集会室等の使用者が建物、附属設備、器具を損傷又は滅失した場合の損害賠償について新規に規定するもの。
(職員の入室)		【第14条の内容】 管理運営上の職員の入室について新規に規定するもの。
第14条 使用者は、職員が図書館の管理のため入室するときは、これを拒むことができない。		
(管理の代行等)		【第15条の内容】 指定管理者に管理を行わせることができないこと、指定管理者が行う業務、管理を行わせる場合の読み替えについて規定したもの。
第15条 図書館の管理は、法人その他の団体であつて、委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。	第6条 図書館の管理は、法人その他の団体であつて、委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。	指定管理者に管理を行わせることができないこと、指定管理者が行う業務、管理を行わせる場合の読み替えについて規定したもの。
2 略	2 略	
3 指定管理者に前項の業務を行わせている場合における第2条、第6条から第9条まで及び第11条から第13条までの規定の適用については、これらの規定（第2条各号列記以外の部分、第8条及び第13条を除く。）中「委員会」とあり、第2条中「島原市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「別表に定める使用料」とあり、第9条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条中「委員会が特別の理由があると認めたときは」とあるのは「指定管理者は、委員会が別に定める基準に基づき」と、第11条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第13条中「委員会の定めるところにより」とあるのは「指定管理者の指示に従い」とする。	3 指定管理者に前項の業務を行わせている場合における第2条の規定の適用については、同条中「島原市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」とする。	【第15条の改正内容】 使用料徴収に伴い、新たに規定した条文に対する読み替えについて改正するもの。
(利用料金)		【第16条の内容】

島原文化会館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案			現 行											解説及び資料
別表（第7条及び第17条関係）			別表（第7条 関係）											【別表の改正内容】 使用料を区分料金で規定していたものを、時間料金に改正するため全部改正を行うもの。
区分	単位	使用料（円）	使用時間	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	17時～22時	13時～22時	9時～22時	9時～22時			
大ホール	入場料を平日		平日	円	円	円	円	円	円	円	円			
	徴収しない場合	4,890	土、日、祝日	12,100	22,680	27,220	34,780	49,900	62,000	62,000	62,000			
		150		15,120	27,220	33,260	42,340	60,480	75,600	75,600	75,600			
	入場料を平日		平日	21,170	39,310	46,870	60,480	86,180	107,350	107,350	107,350			
	徴収する土、日、祝日	150	土、日、祝日	25,700	46,870	55,940	72,570	102,810	128,510	128,510	128,510			
中ホール	入場料を平日	100	平日	4,540	6,050	9,070	10,590	15,120	19,660	19,660	19,660			
	徴収しない場合		土、日、祝日	6,050	7,560	10,580	13,610	18,140	24,190	24,190	24,190			
		150												
	入場料を平日		平日	7,560	9,070	13,610	16,630	22,680	30,240	30,240	30,240			
	徴収する土、日、祝日		土、日、祝日	9,070	12,100	16,630	21,170	28,730	37,800	37,800	37,800			
小ホールA		930		2,260	3,780	6,050	6,040	9,830	12,090	12,090	12,090			
		580		1,510	2,260	3,780	3,770	6,040	7,550	7,550	7,550			
		630		1,510	2,260	4,540	3,770	6,800	8,310	8,310	8,310			
		250		470	710	1,440	1,180	2,150	2,620	2,620	2,620			
		210		970	1,510	3,020	2,480	4,530	5,500	5,500	5,500			
和室		250		1,300	2,050	3,020	3,350	5,070	6,370	6,370	6,370			
	附属設備	別に規則で定める。												

【主な料金改定の内容】
6つの区分毎の料金について、それぞれ平日と土、日、祝日に分けて料金設定をしていたものを、1時間当たりの平均的な料金を算出して設定

大ホール及び中ホールについては、楽屋料金を含む額で規定していたものを、楽屋料金を独立させて規定するもの。

(例) 大ホール
(62,000円 + 75,600円) ÷ 26時間 = 5,290円（円単位切り捨て）

5,290円 - 400円（楽屋ABC分） = 4,890円

【備考の改正内容】

備考

改 正 案	現 行	解説及び資料
1 <u>冷暖房設備その他特別の設備及び備付け以外の器具を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。</u> 2 <u>入場料を徴収する場合又は営利を目的として使用する場合は、上表に掲げる額の2倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。</u> 3 <u>練習又は準備等のため大ホール又は中ホールの舞台のみを使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の3割相当額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。</u>	1 <u>練習又は準備等のため舞台のみを使用する場合の使用料は、当該使用区分に係る使用料の3割の額とする。</u> 2 <u>小ホールA、B、展示室A、B（多目的ホール）、会議室、和室を使用する場合で営利を目的として使用するとき、当該使用区分に係る使用料の10割の額を加算した額とする。</u> 3 <u>使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合は、使用料は、当該超過し、又は繰り上げる1時間（30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。）につき、当該使用区分に係る使用料の2割の額を徴収する。</u> 4 <u>冷暖房使用料は、当該使用区分に係る使用料の、6割の額とする。</u> 5 <u>特別の設備、備え付け以外の器具を使用するときの使用料は、別に電気、ガス、水道使用の実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。</u> 6 <u>営利若しくは営業の宣伝その他これに類似する催物を行う場合は、入場料を徴収する場合として、本表の使用料を徴収する。</u>	冷暖房等を使用する場合は、実費相当額を徴収する旨を規定 営利使用の場合、入場料を徴収する場合の使用料を規定

高原市有明総合文化会館条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

改正案			現行			解説及び資料
別表（第6条及び第15条関係）			別表（第6条関係）			【別表】
文化会館使用料			文化会館使用料			使用料の改定後の料金を規定するため全部改正を行うもの。
区分	単位	使用料（円）	区分	単位	使用料	冷暖房費
大ホール	1時間	3,090	ホール	1時間	2,060	2,060
多目的ホール	1	610	多目的ホール	1	410	460
	2	610		2	410	460
リハーサル室	1時間	200	リハーサル室	1時間	100	410
楽屋（洋室）	1時間	150	楽屋（洋室）	1時間	100	210
楽屋（和室）	1時間	150	楽屋（和室）	1時間	100	210
楽屋事務室	1時間	100	楽屋事務室	1時間	100	100
研修室	1時間	200	研修室	1時間	100	210
和室	1	200	和室	1	100	210
	2	200		2	100	210
視聴覚室	1	200	視聴覚室	1	100	210
	2	200		2	100	210
会議室	1時間	780	会議室	1時間	520	520
市民ギャラリー	1時間	780	市民ギャラリー	1時間	520	520
附属設備	別に規則で定める。		附属施設	別に規則で定める額		

備考

- 1 1時間に満たない場合は、これを1時間として計算する。
- 2 使用時間は、実際に使用する時間のほか、その

備考

- 1 冷暖房設備その他特別の設備及び備付け以外の器具を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。

【備考の改正内容】

冷暖房等を使用する場合は、実費相当額を徴収する旨を規定

改正案	現行	解説及び資料
2 <u>入場料を徴収する場合又は営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の5倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。</u> 3 <u>練習又は準備等のため大ホール又は多目的ホールの舞台のみを使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の5割相当額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。</u> 4 <u>市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の2倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。</u>	<u>準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。</u> 3 <u>市外の者が営利を目的としないで使用する場合の使用料は、倍額とする。</u> 4 <u>営利を目的とする場合は、次に掲げる額を徴収する。</u> (1) <u>入場料等を徴収しない場合は、規定の使用料を20倍した額</u> (2) <u>入場料又はこれに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収して使用する場合は、規定の使用料に入場料等の1人当たり最高額の20人分を加算した額又は前号に規定する額のいずれか高い額</u> 5 <u>上記3及び4の使用料には冷暖房使用料は含まない。</u> 6 <u>使用目的の練習のために大ホール、多目的ホールの舞台のみを使用する場合の使用料は、使用料金の5割相当額とする。</u>	営利使用の場合、入場料を徴収する場合、市内在住者以外の者が使用する場合の使用料を規定

島原復興アリーナ条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案			現 行							解説及び資料			
別表（第6条及び第14条関係）			別表（第6条 関係） 島原復興アリーナ使用料										【別表の改正内容】 使用時間帯による料金体系から1時間単位料金へと変更する改正 ・3分の1面（バレーボールコート）の使用料620円の1.5倍の930円を基準として算出 ・専用使用料は、全面使用する場合はバレーボールコート3面の2,790円を基準として算出 (例) ・バスケットボールコートを1時間使用した場合 現 行：620円 改正後：930円
区分			区分			区分							
メインアリーナ	専用使用	一般	使用料 (円)	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料児童・生徒のいない場合	入場料児童・生徒のいない場合	9時～13時	13時～18時	18時～22時	9時～18時	18時～22時	9時～22時	
		1時間	2,790				3,090	3,090	4,110	6,180	7,200	10,290	
		高校生以下	1,390										
	部分使用	3分の1面	930				9,260	9,260	12,340	18,520	21,600	30,860	
		1時間	460										
		2分の1面	1,390				18,510	18,510	24,690	37,020	43,200	61,710	
		1時間	690										
		1時間	310				1,730	2,160	1,730	3,890	3,890	5,620	
		150					2,170	2,720	2,170	4,890	4,890	7,060	

改 正 案				現 行							解説及び資料
	卓球台	一般	1時間 (1台につき)	230	入場料児童・ 生徒の を徴収する場 合	8,640	10,800	8,640	19,440	19,440	28,080
		高校生 以下		110	その他 の団体		10,820	13,530	24,350	24,350	35,170
営利を目的として入場料を徴収する場合は、上記の使用料に入場料の最高 金額の100倍を加算した額											
サブアリーナ	専用使用	一般	1時間	930	バレーボールコート	1面1時間につき	620円				
		高校生以下		460	バスケットボールコート	1面1時間につき	620円				
					テニスコート	1面1時間につき	620円				
					ハンドボールコート	1面1時間につき	820円				
	部分使用	バドミントンコート	1時間 (1コートにつき)	310	バドミントンコート	1面1時間につき	210円				
		高校生以下		150	卓球台	1面1時間につき	210円				
		卓球台	1時間 (1台につき)	230	その他	バスケットボール1面分	620円				
		高校生以下		110	バドミントン1面分	1時間につき	210円				
	会議室1 (メインアリーナ)	1時間	150		会議室1 (メインアリーナ)	1時間につき	150円				
	会議室2 (メインアリーナ)	1時間	150		会議室2 (メインアリーナ)	1時間につき	150円				
	研修室 (サブアリーナ)	1時間	210		研修室 (サブアリーナ)	1時間につき	210円				
	視聴覚室 (サブアリーナ)	1時間	380		視聴覚室 (サブアリーナ)	1時間につき	380円				
	音楽室 (サブアリーナ)	1時間	480		音楽室 (サブアリーナ)	1時間につき	480円				
	附属設備	別に規則で定め			附属設備	別に規則で定める					

・メインアリーナを
9時から22時専用使用
した場合
現 行：20,580円
改正後：2,790円×
13時間＝36,270円

島原市営平成町多目的広場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案		現行		解説及び資料	
別表（第6条及び第14条関係）		別表（第6条 関係） 島原市営平成町多目的広場使用料		【別表の改正内容】 1 時間あたりの料金、営利的として使用する場合、入場料を徴収する場合の料金の倍率の 変更による改正 ・芝生コート（サッカーコート1面）の820円の1.5倍の1,230円を基準に算定 (例) ・芝生コート1面を4時間使用した場合 現 行：3,280円 改正後：4,920円	
芝生コート (サッカーコート1面)	一般	1 時間	児童・生徒の 団体	1 時間につき	1,130円
	高校生 以下		その他の団体	1 時間につき	1,810円
	一般	1 時間	児童・生徒の 団体	1 時間につき	1,030円
	高校生 以下		その他の団体	1 時間につき	1,650円
	芝生コート半面 (サッカーコート1面)	1 時間	児童・生徒の 団体	1 時間につき	520円
クレールコート (サッカーコート1面)	一般	1 時間	その他の団体	1 時間につき	820円
	高校生 以下		児童・生徒の 団体	1 時間につき	100円
附属設備		別に規則で定める。		1 時間につき	170円
備考		備考		【備考の改正内容】 営利使用の場合、入場料を徴収する場合、市内在住者以外の者が使用する場合の使用料を規定	
1 営利を目的として使用する場合は、使用料は、上表に掲げる額の2倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。		1 市内在住者以外の者（団体）が使用するとき（備考3に該当するときを除く。）は、それぞれ使用区分に掲げる額に2を乗じて得た額とする。ただし、附属設備の使用料はこの限りでない。			

改 正 案	現 行	解説及び資料
2 <u>入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の3倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。</u> 3 <u>営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の6倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。</u> 4 <u>市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の2倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。</u>	2 <u>使用時間に1時間未満の端数時間があるときは、1時間とみなして計算する。使用時間には、準備及び原状に復するために要する時間を含む。</u> 3 <u>入場料を徴収する場合（営利又は営業の宣伝その他これに類する催しを行う場合を含む。）は、それぞれ使用区分に掲げる額に10を乗じて得た額とする。</u>	

島原市営平成町人工芝グラウンド条例の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

改 正 案			現 行			解説及び資料	
別表（第6条及び第13条関係）			別表（第6条、第13条関係）			【別表の改正内容】 1 時間あたりの料金、営利目的として使用する場合、入場料を徴収する場合の倍率の変更による料金の改正	
区分	単位	使用料 (円)	施設名	区分	単位	使用料〔利 用料金〕	
サッカーコ ート（1面）	一般	1,540	グラウンド	1面 （サッカーコ ート1面）	高校生以下	620円	
	高校生以下	770		一般	1,030円		
サッカーコ ート（半面）	一般	770		2分の1面 （サッカーコ ート半面）	高校生以下	310円	
	高校生以下	380		一般	520円		
フットサルコ ート（1面）	一般	380		4分の1面 （フットサル コート1面）	高校生以下	210円	
	高校生以下	210		一般	310円		
夜間照明	4灯	2,060		4灯	1時間 につき	2,060円	
	2灯	1,030		2灯		1,030円	
多目的室	多目的室1	150		多目的室1		150円	
	多目的室2	150		多目的室2		150円	
	多目的室3	310		多目的室3		310円	
会議室	会議室1	150		会議室1		150円	
	会議室2	150		会議室2		150円	
ミーティング ルーム（1 室）	ミーティング ルーム（1 室）	150		1室		150円	
附属設備	別に規則で定める。		附属設備等	別に規則で定める。			
備考			備考			【備考の改正内容】 ・ 冷暖房等を使用する場合は、実費	

改 正 案	現 行	解説及び資料
1 <u>冷暖房設備を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。</u> 2 <u>営利を目的として使用する場合は、使用料は、上表に掲げる額の2倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。</u> 3 <u>入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の3倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。</u> 4 <u>営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の6倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。</u> 5 <u>市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の2倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。</u>	1 <u>市内在住者以外の者（団体）が使用するとき（備考3に該当するときを除く。）は、それぞれ使用区分に掲げる額に2を乗じて得た額とする。ただし、附属設備の使用料はこの限りでない。</u> 2 <u>使用時間に1時間未満の端数時間があるときは、1時間とみなして計算する。使用時間には、準備及び原状に復すために要する時間を含む。</u> 3 <u>入場料を徴収する場合（営利又は営業の宣伝その他これに類する催しを行う場合を含む。）は、それぞれ使用区分に掲げる額に10を乗じて得た額とする。</u>	相当額を徴収する旨を規定 ・営利使用の場合、入場料を徴収する場合、市内在住者以外の者が使用する場合の使用料を規定

島原市霊丘公園体育館・弓道場条例の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

改正案			現行				解説及び資料	
別表（第7条及び第14条関係）			別表（第7条） 体育館使用料				【別表の改正内容】 （体育館使用料）	
1 体育館使用料			区分				使用時間帯による料金体系から1時間単位の料金へ変更、市外料金の追加、営利的として使用する場合や入場料を徴収する場合の倍率の変更、登録団体の廃止による改正	
区分	単位	使用料（円）	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	高校生以下の児童・生徒の団体	9時～13時	13時～18時	18時～22時
						時	時	時
体育館	全面	1,560	1時間	入場料を徴収しない場合	高校生以下の児童・生徒の団体	1,540	1,540	2,060
	高校生以下	780						
	全面	780	1時間	入場料を徴収しない場合	その他の団体	3,080	3,080	4,120
	高校生以下	390						
	バスケットボールコート	930	1時間	入場料を徴収する場合	高校生以下の児童・生徒の団体	4,630	4,630	6,170
	バスケットボールコート	460						
	バドミントンコート	330	1時間（1コートにつき）	入場料を徴収しない場合	その他の団体	9,260	9,260	12,340
	卓球台	160						
	卓球台	230	1時間（1台につき）	入場料を徴収する場合	その他の団体	37,030	37,030	49,370
	卓球台	110						
部分			バスケット	一般		1面1時間につき	620円	

改 正 案			現 行		解説及び資料
			使用料	ツトボールコート バレーボールコート バドミントンコート 卓球台	高校生以下の児童・生徒 一般 高校生以下の児童・生徒 一般 高校生以下の児童・生徒 一般
				1面1時間につき	310円
				1面1時間につき	520円
				1面1時間につき	260円
				1面1時間につき	220円
				1面1時間につき	110円
				1面1時間につき	220円
				1面1時間につき	110円
				1時間につき	150円
				1時間につき	150円
				1時間につき	150円
				1時間につき	150円
				別に規則で定める。	
備考			備考		
1 電灯、冷暖房設備を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。			1 電灯及び冷暖房設備を使用する場合は、上記の金額の使用料のほか、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。		
2 営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の2倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。			2 区分を超過して使用する場合は、超過した時間を含む区分の使用料を徴収する。		
3 入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲			3 使用時間に1時間未満の端数時間があるときは、1時		
			【備考の改正内容】 (体育館使用料) ・ 冷暖房等を使用する場合 は、実費相当額を徴収する旨 を規定 ・ 営利使用の場合、入場料を		

改 正 案			現 行	解説及び資料
<u>げる額の3倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。</u> 4 <u>営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の6倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。</u> 5 <u>市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の2倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。</u>			<u>間とみなして計算する。使用時間には、準備及び原状に復するために要する時間を含む。</u> 4 <u>営利を目的として入場料を徴収する場合は、上記の使用料に入場料の最高額の50倍を加算する。</u> 5 <u>バスケットボールコート使用については、半面を使用する場合は、バレーボールコート1面の使用料とする。</u>	徴収する場合、市内在住者以外の者が使用する場合の使用料を規定
2 弓道場使用料			弓道場使用料	【別表の改正内容】 (弓道場使用料) 登録団体使用料の廃止、1時間単位の料金へ変更による改正 (例) ・個人使用の一般で3時間使用した場合 現 行：100円 改正後：150円
専用使用	一般	使用料（円） 610	区 分	金額 1日につき 1,540円
	高校生以下	1時間		登録団体が使用する場合 1日につき 3,090円
				登録団体以外が使用する場合 1時間につき 410円
個人使用	一般	300	登録団体が使用する場合 高校生以下の児童・生徒一般 月額 登録会員数に100円を乗じた額	
	高校生以下	50	登録団体が使用する場合 高校生以下の児童・生徒一般 月額 登録会員数に320円を乗じた額	
	一般	20	登録団体が使用する場合 高校生以下の児童・生徒一般 1回につき 50円	

改 正 案	現 行	解説及び資料
備考 1 <u>弓道場使用料を支払って使用できる施設は、近的射場及び遠的射場とする。</u> 2 <u>電灯、冷暖房設備を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。</u> 3 <u>市内在住者以外の者（団体）が使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の2倍の額とする。</u>	備考 1 <u>登録団体とは、弓道練磨振興の目的で組織され、年間を通じて使用する団体であらかじめ委員会に登録されたものという。</u> 2 <u>電灯及び冷暖房設備を使用する場合は、上記の金額の使用料のほか、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。</u> 3 <u>使用時間に1時間未満の端数時間があるときは、1時間とみなして計算する。使用時間には、準備及び原状に復するために要する時間を含む。</u> 4 <u>上記料金を支払って使用できる施設は、近的射場及び遠的射場とする。</u> 5 <u>個人使用料の1回は、4時間以内とする。</u>	【備考の改正内容】 （弓道場使用料） ・冷暖房等を使用する場合は、実費相当額を徴収する旨を規定 ・市内在住者以外の者が使用する場合の使用料を規定

島原市立有馬武道館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案			現 行			解説及び資料
別表（第8条及び第14条関係）			別表（第8条第1項関係）			【別表の改正内容】 1 時間単位の料金へ変更及び登録団体料金の廃止による改正
区分	単位	使用料 (円)	区分	料金	備考	
専用使用	一般	810	登録団体使用料 (登録会員1人月額に会員数を乗じた額を納入する。)	1人月額 100円	1 登録団体とは、 武道練磨振興の目的で組織され、年間を通じて使用する団体で、あらかじめ委員会に登録されたもの	- 個人使用 現 行：1回 100円 改正後：1時間 50円 - 専用使用 現 行：1日1,080円 改正後：1時間810円
	高校生以下	400	18歳以下の者又は高等学校生徒 一般	1人月額 320円	2 使用時間は30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は切り上げる。	
個人使用	一般	50	登録団体が使用する場合 登録団体以外が使用する場合	1面につき1日 540円	3 本市に居住する者以外の者が使用する場合は倍額を徴収する。	(例) ・個人使用の一般で2時間使用した場合 現 行：1回100円 改正後：100円 (例) ・専用使用で3時間使用した場合 現 行：1回1,080円 改正後：1,200円
	高校生以下	20	18歳以下の者又は高等学校生徒 一般	1回につき 50円 1回につき 100円		

改 正 案	現 行	解説及び資料
<u>備考</u> 市内在住者以外の者（団体）が使用する場 合の使用料は、上表に掲げる額の2倍の額と する。	— — — —	【備考の改正内容】 市内在住者以外の者が 使用する場合の使用料を 規定

島原市立温水プール条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案			現 行			解説及び資料	
別表（第6条及び第14条関係）			別表（第6条 関係）			【別表の改正内容】 ・使用料を1時間単位の料金へ変更 ・現行の「高校生」、「児童生徒」を「高校生以下」に統合 (例) 成人が2時間個人使用した場合 現 行：220円 （2時間以内） 改正後：300円 （150円×2時間） (例) 小学生が2時間個人使用した場合 現 行：50円 （2時間以内） 改正後：60円 （30円×2時間）	
島原市立温水プール使用料			島原市立温水プール使用料				
区分	単位	使用料 (円)	使用料				
			区分	時間	基本料金	超過料金 (1時間に つき)	
個人使用	一般	150	普通券	2時間以内	円	円	
					220	100	
					110	50	
	高校生以下	30	回数券	11枚綴り (1枚2時間)	50	20	
					2,200	100	
					1,100	50	
専用使用	一般	630	団体	1人 2時間以内	500	20	
					170	100	
					80	50	
	高校生以下	310	平日	10時から12時まで 13時から17時まで 17時から19時まで 10時から19時まで	40	20	
					5,400		
					10,800		
高校生以下	310	日曜日及び休日	10時から12時まで 13時から17時まで 17時から19時まで 10時から19時まで	8,100			
				21,600			
				7,020			
高校生以下	310	日曜日及び休日	10時から12時まで 13時から17時まで 17時から19時まで 10時から19時まで	14,040			
				10,580			
				28,080			

改 正 案	現 行	解説及び資料
備考 1 幼児（3歳未満の者）の個人使用料は、無料とするが同伴者及び引率者の使用料については、徴収する。 2 営利を目的として使用する場合は、上表は、上表に掲げる額の2倍の額とする。 3 入場料を徴収する場合は、上表に掲げる額の3倍の額とする。 4 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合は、上表に掲げる額の6倍の額とする。 5 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の2倍の額とする。	備考 1 この表において、「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。 2 児童生徒とは、中学生、小学生、幼稚園、保育園の児童及びこれに準ずるもの並びに幼児（3歳未満のものを除く。）をいう。 3 団体とは、30人以上の場合をいう。 4 使用時間には、準備及び原状に復するために要する時間を含む。 5 入場料を徴収する場合（営利又は営業の宣伝その他これに類する催しを行う場合を含む。）における使用料は、基本料金に10割加算して得た額とする。	【備考の改正内容】 ・3歳未満の者の個人使用料及びその保護者や引率の先生の使用料の取扱について規定 ・営利使用の場合、入場料を徴収する場合、市内在住者以外の者が使用する場合は、使用料を新たに規定

島原市有明プール条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		【別表の改正内容】 1 時間単位の料金額、区分の変更による改正 現行の一般が1回使用した場合について、100円から1時間150円に改正 高校生については、他の体育施設との整合性を保つため、区分を高校生以下とし1回につき100円を1時間30円に改正 (例) 成人が1 時間個人使用した場合 現 行：100円 改正後：150円 (例) 小学生が2時間個人使用した場合 現 行：50円 改正後：60円（30円×2時間）
別表（第7条及び第14条関係）					
1 プール個人使用料					
区分	1人1回につき使用料				
	市内	市外			
小学生	50円	210円			
中学生	50円	420円			
一般・高校生	100円	420円			
2 プール個人回数利用券の使用料					
区分	回数利用券（12枚つづり）				
	市内	市外			
小学生	500円	2,100円			
中学生	500円	4,200円			
一般・高校生	1,000円	4,200円			
3 プール専用使用料（大プール）					
区分	1 時間（1 コース）				
	市内	市外			
小・中学生	210円	1,540円			
一般・高校生	420円	3,080円			
4 プール専用使用料（幼児プール）					
区分	1 時間				
	市内	市外			
中学生以下	520円	2,060円			
一般・高校生	1,040円	4,120円			

改 正 案	現 行	
備考 1 幼児（3歳未満の者）の個人使用料は、無料とするが<u>同伴者及び引率者の使用料については、徴収する。</u> 2 営利を目的として使用する場合は、上表に掲げる額の2倍の額とする。 3 入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の3倍の額とする。 4 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の6倍の額とする。 5 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれ<u>の区分に応じ算定した使用料の2倍の額とする。</u>	備考 1 幼児についての個人使用料は無料とするが、<u>同伴者又は引率者の使用料は徴収する。</u> 2 専用使用とは、<u>競技団体、講習会、各種団体等でプールを独占的に使用すること</u>をいう。 3 専用使用する場合は、使用する日から10日前までに、<u>使用申請書を委員会に提出しなければならぬ。</u>	【備考の改正内容】 ・3歳未満の者の個人使用料及びその保護者や引率の先生の使用料の取扱について規定 ・営利使用の場合、入場料を徴収する場合、市内在住者以外の者が使用する場合の使用料を新たに規定

島原市営球場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案			現 行				解説及び資料	
別表（第6条及び第14条関係） 1 島原市営球場使用料			別表（第6条 関係） 1 島原市営球場使用料				【別表の改正内容】 時間区分を1時間単位へ変更、営 利目的による使用料及び入場料を徴 収する場合の倍率の変更による改正 (例) 一般野球で入場料を徴収せず、 8時から10時の2時間使用した場合 現 行：430円（8時～12時） 改正後：520円（260円×2時間）	
1 島原市営球場使用料			1 島原市営球場使用料					
区分	単位	使用料(円)	時間区分				8時～17時 以外の時間 (1時間に つき)	
一般野球	1時間	260	使用区分	入場料を徴収し ないとき	円 430	円 650	円 970	円 100
				入場料を徴収す るとき			4,860	
学生野球 (高校生以下)	1時間	130	学生野球 小・中・高 生	入場料を徴収し ないとき	円 320	円 540	円 750	円 100
				入場料を徴収す るとき			3,240	
職業野球	1時間	540	職業野球	入場料を徴収し ないとき			3,240	
				入場料を徴収す るとき			32,400	
その他の催し物	1時間	540	その他の催 しもの	入場料を徴収し ないとき			3,240	
				入場料を徴収す るとき			32,400	

備考

備考

備考

備考

改 正 案	現 行	解説及び資料															
1 営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の2倍の額とする。 2 入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の3倍の額とする。 3 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の6倍の額とする。 4 市内在住者以外の者(団体)が使用する場合は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の2倍の額とする。	1 市内在住者以外の者が使用するとき(職業野球、学生野球を除く。)の使用料は倍額とする。 2 職業野球及びその他の催しに使用する場合は、一般野球及び学生野球で入場料を徴収し使用する場合は、使用時間にかかわらず8時～17時まで使用したものとみなす。	【備考の改正内容】 営利使用の場合、入場料を徴収する場合、市内在住者以外の者が使用する場合の使用料を規定															
2 器具使用料	2 器具使用料																
<table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料(円)</th></tr><tr><td>バットイング ケージ</td><td>1張1回</td><td>220</td></tr><tr><td>防球ネット</td><td>1張1回</td><td>100</td></tr></table>	区分	単位	使用料(円)	バットイング ケージ	1張1回	220	防球ネット	1張1回	100	<table><tr><th>器具</th><th>使用料</th></tr><tr><td>バットイングケージ</td><td>220 (1張1回) 円</td></tr><tr><td>防球ネット</td><td>100 (1張1回)</td></tr></table>	器具	使用料	バットイングケージ	220 (1張1回) 円	防球ネット	100 (1張1回)	
区分	単位	使用料(円)															
バットイング ケージ	1張1回	220															
防球ネット	1張1回	100															
器具	使用料																
バットイングケージ	220 (1張1回) 円																
防球ネット	100 (1張1回)																

島原市営庭球場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解説及び資料																											
別表（第6条及び第14条関係） <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料（円）</th></tr><tr><td>一般</td><td>1時間 (1コートにつき)</td><td>250</td></tr><tr><td>高校生以下</td><td>1時間 (1コートにつき)</td><td>120</td></tr></table> 備考 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、上表に掲げる額の2倍の額とする。	区分	単位	使用料（円）	一般	1時間 (1コートにつき)	250	高校生以下	1時間 (1コートにつき)	120	別表（第6条 関係） 島原市営庭球場使用料 <table><tr><th>庭球場 (1人につき)</th><th>時間区分</th><th>8時～ 12時</th><th>12時～ 17時</th><th>8時～ 17時</th><th>8時～17時以外の 時間 (1時間につき)</th></tr><tr><td>一般</td><td>使用区分</td><td>円 80</td><td>円 100</td><td>円 210</td><td>円 20</td></tr><tr><td>学生（小・中・高生）</td><td></td><td>円 40</td><td>円 50</td><td>円 100</td><td>円 10</td></tr></table> 備考 1 夜間使用の場合は、夜間照明料（島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の規定による。）を加算する。 2 市内在住者以外の者（学生を除く。）が使用するときは、 <u>倍額とする。</u>	庭球場 (1人につき)	時間区分	8時～ 12時	12時～ 17時	8時～ 17時	8時～17時以外の 時間 (1時間につき)	一般	使用区分	円 80	円 100	円 210	円 20	学生（小・中・高生）		円 40	円 50	円 100	円 10	【別表の改正内容】 区分の1人につきから1コートにつきの面貸しに変更及び時間帯から1時間単位に変更による改正 (例) 成人4人が正午から2時間使用 現 行：100円×4名＝400円 改正後：250円×2時間＝500円 【備考の改正内容】 市内在住者以外の者が使用する場合の使用料を規定
区分	単位	使用料（円）																											
一般	1時間 (1コートにつき)	250																											
高校生以下	1時間 (1コートにつき)	120																											
庭球場 (1人につき)	時間区分	8時～ 12時	12時～ 17時	8時～ 17時	8時～17時以外の 時間 (1時間につき)																								
一般	使用区分	円 80	円 100	円 210	円 20																								
学生（小・中・高生）		円 40	円 50	円 100	円 10																								

改 正 案			現 行		
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）		
スポーツ	区分	単位	使用料(円)	使用区分小・中学生以下 下のスポーツ	
	一般	1時間 (1コートにつき)	90	一般のスポーツ	以外の催事
	高校生以下		40		
その他の催し物			1時間	円	円
				50	320

【別表の改正内容】

現行の使用料を1.5倍した額を基準とする

高校生の区分を他の体育施設との整合性を図るため高校生以下に統一する

(例)

小学生以下が4時間使用した場合
現 行：120円 (30円×4時間)
改正後：160円 (40円×4時間)

改 正 案			現 行		
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）		
スポーツ	区分	単位	使用料(円)	使用区分小・中学生以下 下のスポーツ	
	一般	1時間 (1コートにつき)	90	一般のスポーツ	以外の催事
その他の催し物	区分	単位	使用料(円)	使用区分小・中学生以下 下のスポーツ	
	高校生以下	1時間	40		

【備考の改正内容】

営利使用の場合、入場料を徴収する場合、市内在住者以外の者が使用する場合の使用料を規定

改 正 案			現 行		
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）		
スポーツ	区分	単位	使用料(円)	使用区分小・中学生以下 下のスポーツ	
	一般	1時間 (1コートにつき)	90	一般のスポーツ	以外の催事
その他の催し物	区分	単位	使用料(円)	使用区分小・中学生以下 下のスポーツ	
	高校生以下	1時間	40		

【別表の改正内容】

現行の使用料を1.5倍した額を基準とする

高校生の区分を他の体育施設との整合性を図るため高校生以下に統一する

(例)

小学生以下が4時間使用した場合
現 行：120円 (30円×4時間)
改正後：160円 (40円×4時間)

改 正 案			現 行		
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）		
スポーツ	区分	単位	使用料(円)	使用区分小・中学生以下 下のスポーツ	
	一般	1時間 (1コートにつき)	90	一般のスポーツ	以外の催事
その他の催し物	区分	単位	使用料(円)	使用区分小・中学生以下 下のスポーツ	
	高校生以下	1時間	40		

【備考の改正内容】

営利使用の場合、入場料を徴収する場合、市内在住者以外の者が使用する場合の使用料を規定

島原市営陸上競技場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案		現 行																																	
別表（第6条及び第14条関係） 1 島原市営陸上競技場使用料		別表（第6条 関係） 1 島原市営陸上競技場使用料																																	
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>単位</th><th>使用料（円）</th></tr><tr><td rowspan="2">専用使用</td><td>一般</td><td>1 時間</td><td>3,240</td></tr><tr><td>高校生以下</td><td></td><td>1,620</td></tr><tr><td rowspan="2">個人使用</td><td>一般</td><td></td><td>160</td></tr><tr><td>高校生以下</td><td>1 時間</td><td>80</td></tr></table>	区分		単位	使用料（円）	専用使用	一般	1 時間	3,240	高校生以下		1,620	個人使用	一般		160	高校生以下	1 時間	80	<table><tr><td>専用使用</td><td>一般</td><td>1 時間</td><td>2,160円</td></tr><tr><td></td><td>小・中・高生</td><td>1 時間</td><td>1,080円</td></tr><tr><td>個人使用</td><td>一般</td><td>1 人 1 回</td><td>220円</td></tr><tr><td></td><td>小・中・高生</td><td>1 人 1 回</td><td>110円</td></tr></table>	専用使用	一般	1 時間	2,160円		小・中・高生	1 時間	1,080円	個人使用	一般	1 人 1 回	220円		小・中・高生	1 人 1 回	110円
区分		単位	使用料（円）																																
専用使用	一般	1 時間	3,240																																
	高校生以下		1,620																																
個人使用	一般		160																																
	高校生以下	1 時間	80																																
専用使用	一般	1 時間	2,160円																																
	小・中・高生	1 時間	1,080円																																
個人使用	一般	1 人 1 回	220円																																
	小・中・高生	1 人 1 回	110円																																
備考 1 営利を目的として使用する場合の使用料は、 上表に掲げる額の2倍の額とする。 2 入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲 げる額の3倍の額とする。 3 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場 合の使用料は、上表に掲げる額の6倍の額とす る。 4 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合 は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の2 倍の額とする。		備考 （1） 市内在住者以外の者が使用するときの使用 料は倍額とする。 （2） 入場料を徴収して使用する場合は使用料の 10倍額とする。 （3） 陸上競技場の器具使用料は施設使用料に 含むものとする。																																	
2 附属設備使用料		2 附属設備使用料																																	
<table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料（円）</th></tr><tr><td>シャワー</td><td>1 時間（1人につき）</td><td>150</td></tr></table>	区分	単位	使用料（円）	シャワー	1 時間（1人につき）	150	<table><tr><td>シャワー</td><td>1 時間</td><td>150円</td></tr></table>	シャワー	1 時間	150円																									
区分	単位	使用料（円）																																	
シャワー	1 時間（1人につき）	150																																	
シャワー	1 時間	150円																																	

【別表の改定内容】
使用料の改定を行ったもの。
(例)
成年の個人が2時間陸上競技場を使用
した場合
現 行： 220円 （1回）
改正後： 320円 （160円×2時間）

【備考の改正内容】
営利を目的とする場合、入場料を徴収
して使用する場合、市内在住者以外の者
が使用する場合の使用料について規定

島原市立屋内相撲場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		解説及び資料
別表（第6条及び第14条関係）			別表（第6条第1項関係）		【別表の改正内容】 登録団体使用料の廃止及び1時間単位の料金体系へ変更による料金改正 (例) 成年の個人が3時間使用した場合 現 行：100円 改正後：90円（30円×3時間）
区分	単位	使用料（円）	区分	料金	
専用使用	一般	320	登録団体使用料 （登録会員1人月額又は高等学校に会員数を乗じた額を納入する。）	1人月額 100円	1 登録団体とは、相撲錬磨振興の目的で組織され、年間を通じて使用する団体で、あらかじめ委員会に登録されたものをいう。 2 使用時間は30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は切り上げる。 3 本市に居住する者以外の者が使用する場合は倍額を徴収する。 4 個人使用料の1回は4時間以内とする。
	高校生以下	160	一般	1人月額 320	
個人使用	一般	30	専用使用登録団体が使用する場合	1時間につき 150	
	高校生以下	20	登録団体以外が使用する場合	1日につき 1,080 1時間につき 320 1日につき 2,160	
個人使用料			18歳以下の者又は高等学校生徒 一般	1回につき 50 1回につき 100	

改 正 案	現 行	解説及び資料
備考 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合 の使用料は、上表に掲げる額の2倍の額とす る。	— — — —	【備考の改正内容】 市内在住者以外の使用料につ いて規定

島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の一部を
改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		解説及び資料
別表（第8条及び第15条関係）			別表（第8条 関係）		【別表の改正内容】 使用料額の変更による改正 (例) 霊丘公園運動広場夜間照明を1時間 使用した場合 現 行：1,300円 改正後：1,920円 (例) 第二中学校夜間照明を1時間使用し た場合 現 行：1,940円 改正後：2,060円 (例) 霊丘公園庭球場夜間照明を1時間使 用した場合 現 行：640円 改正後：960円 (例) 総合運動公園庭球場夜間照明を1コ ート1時間使用した場合 現 行：400円 改正後：600円 【備考の改正内容】 市内在住者以外が使用する場合の使 用料を規定
施設名	単位	使用料 (円)	施設名	使用料	摘要
島原市立霊丘公園 運動広場夜間照明 施設	30分	960	島原市立霊丘公園 運動広場 夜間照明施設	30分につき 650円	1 使用時間には、 準備や撤収に要 する時間も含む ものとする。
島原市立第二中学 校夜間照明施設	30分	1,030	島原市立第二中 学校夜間照 明施設	30分につき 970円	2 超過時間につ いては、15分以上 超過した場合は 30分として計算 する。
島原市立霊丘公園 庭球場夜間照明施 設	30分	480	島原市立霊丘公園 庭球場夜 間照明施設	30分につき 320円	
島原市立総合運動 公園庭球場夜間照 明施設	30分 (1コート につき)	300	島原市立総合コ ート1面30分につ き 運動公園庭球 場夜間照明施 設	コート1面30分につ き 200円	
備考 市内在住者以外の者（団体）が使用する 場合の使用料は、上表に掲げる額の2倍の 額とする。					

島原市有明体育施設条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案				現行		解説及び資料	
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）		【別表の改正内容】 1 時間単位に変更、無料施設の有料化による改正。 ・体育館使用料は現行の使用料の1.5倍に改正 ・無料施設の有料化 (例) 成年の個人が体育館1コート2時間使用した場合 現 行：440円 (110円×30分×4) 改正後：660円 (330円×2時間)	
体育施設名	区分	単位	使用料(円)	体育施設名	施設区分	使用料	
島原市有明体育場	体育館	一般	330	島原市有明体育場	体育館	1コート30分につき 110円	
		高校生以下	160				
	弓道場	一般	30		弓道場	無料	
		高校生以下	10				
島原市有明青少年武道館	専用使用	一般	230	島原市有明青少年武道館	武道場	30分につき 110円	
		高校生以下	110				
	個人使用	一般	30				
		高校生以下	10				
島原市有明森運動公園	スポーツ	一般	90	島原市有明森運動公園	有明の森運動場	市内の者 無料 市外の者 1日につき 1コート2,160円。 ただし、2コート以上使用の場合は、1コート増すごとに1,080円を追加する。	
		高校生以下	40				
	その他の催し物	1時間	480				
		30分 (1コートにつき)	650				

改 正 案				現 行		解 説 及 び 資 料
運動場		一般 高校生以下	1 時間 90 40	市内の者 無料 市外の者 1 日につき 2,160円		
島原市 有明大 野浜運 動場		備考		備考		【備考の改正内容】 営利使用の場合、入場料を徴収する場合、市内在住者以外の者が使用する場合の使用料を規定
1 営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の 2 倍の額とする。		1 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。		1 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。		
2 入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の 3 倍の額とする。		2 入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の 3 倍の額とする。		2 利用時間に30分未満の端数時間があるときは、当該端数時間が15分以下のときは切り捨て、15分を超える場合は、30分として使用料を計算する。		
3 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の 6 倍の額とする。		3 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の 6 倍の額とする。		3 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の 6 倍の額とする。		
4 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の 2 倍の額とする。		4 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の 2 倍の額とする。		4 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の 2 倍の額とする。		

島原市立れいなん会館条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

改正案			現行		解説及び資料	
別表（第6条及び第14条関係）			別表（第6条）関係		【別表の改正内容】 時間帯から1時間単位に変更による料金改正	
1 トレーニング施設等使用料			1 入場料等		(例) ・トレーニング施設を2時間使用 現行：250円（50＋100×2） （入場料＋器具使用料） 改正後：300円（150×2）	
区分	単位	使用料 （円）	種類	単位	料金	備考
トレーニング施設	1時間 （1人につき）	150	入場料	1人につき	50円	会議室利用を除く。
温水シャワー	1時間 （1人につき）	50	トレーニング器具使用料	1人1時間につき	100円	1時間未満の端数時間は、1時間とみなす。
			温水シャワー使用料	1人1回につき	50円	
			回数券	1冊	500円	50円券11枚綴
2 会議室等専用使用料			2 室専用使用料		(例) ・会議室を9時から12時まで使用 現行：1,080円 改正後：1,170円 ・9時から11時まで使用 現行：1,080円 改正案：780円	
区分	単位	使用料（円）	使用時間 区分	9時～12時 12時～17時 17時～22時 22時～9時	12時～17時 17時～22時 22時～9時	9時～22時
会議室	1時間	390	会議室	円 1,080	円 1,730	円 2,810
談話室	1時間	360	談話室	円 970	円 1,620	円 2,590
和室	1時間	320	和室	円 860	円 1,400	円 2,260
備考			備考 1 使用時間の区分を超過して使用した場合における使用料は、超過した時間1時間につき、超過した時間を含む区分の使用料の4割を加算した額を徴収する。この場合において、10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。			
1 冷暖房設備を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。 （会議室等を専用使用する場合に限る。）			2 超過時間を計算する場合において、使用時間に1時間			
2 営利を目的として使用する場合の使用料			・営利使用の場合、入場料を徴収			

改 正 案	現 行	解説及び資料
は、上表に掲げる額の2倍の額とする。（会議室等を専用使用する場限る。） 3 入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の3倍の額とする。（会議室等を専用使用する場限る。） 4 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の6倍の額とする。（会議室等を専用使用する場限る。） 5 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の2倍の額とする。	未満の端数時間があるときは、1時間とみなして計算する。使用時間には、準備及び原状に復するために要する時間を含む。 3 冷暖房及びガスを使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。	市内在住者以外の方が使用する場合は、市内在住者の使用料を規定